

平成23年 第1回定例会

予算決算常任委員会 政策総務分科会 提出資料

◎議案事項

議案第2号

平成23年度三重県一般会計予算について 1

議案第23号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例案について 2

議案第54号

平成22年度三重県一般会計補正予算(第12号)について 4

◎所管事項

1 平成23年度税制改正について 6

平成23年3月9日

総 務 部

議案第2号

平成23年度三重県一般会計予算について
(県税収入予算について)

平成23年度県税収入は2,060億9,400万円と、平成22年度当初予算に比べ5億7,400万円(前年度比2.8%)の増収になると見込んでいます。

主な要因は、増収分として、法人二税が法人の業績回復等により113億9,300万円(前年度比33.4%)、個人県民税が景気の持ち直しによる個人所得の増等により11億2,000万円(前年度比1.9%)、軽油引取税が物流の増に伴う軽油消費量の増等により7億4,700万円(前年度比3.6%)の増になると見込んでいます。

一方、減収分として、地方消費税が県内の消費活動の回復の鈍化等により53億6,100万円(前年度比14.1%)、自動車取得税が新車購入補助金制度の廃止による販売台数の減等により6億7,900万円(前年度比16.8%)の減になると見込んでいます。

なお、地方法人特別譲与税は、法人の業績回復等により39億1,900万円(前年度比21.0%)の増収になると見込んでいます。

(単位:百万円、%)

事 項 税 目	22年度 当初予算額 (A)	23年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A) (C)	前年度比 (C)/(A)	23年度税制 改正による 影響額	主な増減理由 (23年度当初/22年度当初)
個人県民税	60,433	61,553	1,120	1.9	12	景気の持ち直しによる個人所得の増
法人県民税	7,465	9,967	2,502	33.5	△45	法人の業績回復
県民税利子割	1,620	1,114	△506	△31.2		預金金利の低下
個人事業税	2,011	1,892	△119	△5.9		個人事業活動の低迷
法人事業税	26,667	35,558	8,891	33.3	138	法人の業績回復
地方消費税	37,977	32,616	△5,361	△14.1		県内の消費活動の回復の鈍化
不動産取得税	4,805	4,407	△398	△8.3	20	建築、不動産取引の減
県たばこ税	3,421	3,359	△62	△1.8		消費数量の減
ゴルフ場利用税	2,420	2,242	△178	△7.4		利用人員の減
自動車取得税	4,041	3,362	△679	△16.8	△6	新車購入補助金制度の廃止による販売台数の減
軽油引取税	20,516	21,263	747	3.6		物流の増に伴う軽油消費量の増
自動車税	28,892	28,534	△358	△1.2		課税台数の減
鋳 区 税	5	5	0	0.0		
狩 獵 税	44	41	△3	△6.8		登録者数の減
産業廃棄物税	203	181	△22	△10.8		産業廃棄物の搬入重量の減
県 税 計	200,520	206,094	5,574	2.8	119	
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	18,629	22,548	3,919	21.0	166	法人の業績回復
合 計	219,149	228,642	9,493	4.3	285	

法人二税	34,132	45,525	11,393	33.4	93	
法人二税+地方 法人特別譲与税	52,761	68,073	15,312	29.0	259	

議案第23号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

- (1) 行政委員会は、所管する事務を自らの判断と責任において執行する権限を有する執行機関であり、行政委員は、法により付託された任務の執行や管理を直接行い、常に責任を負って活動することが求められることから、本県では、これまで行政委員の報酬を月額により支給してきたところです。
- (2) 一方、全国知事会での議論、他県における日額制の導入や、一部の裁判所における判決等にもあるように、行政委員の報酬のあり方について、行政委員としての活動の実態を踏まえた考え方も示されています。
- (3) 本県としては、行政委員の職務の性質や職責を踏まえつつ、勤務実態をも反映する報酬体系にしたいとの考えから、月額と日額の併用制により支給するよう見直すものです。

2 改正内容

- (1) 月額 現行の月額報酬の1/3
- (2) 日額 21,000円

3 改正の考え方

- (1) 今回の見直しにあたっては、勤務実態をより反映した報酬体系とすることから、日額に比重を置き、日額と月額の割合を2:1とし、月額報酬については、現行の月額報酬の1/3としました。
- (2) 日額報酬については、本県における常勤委員の月額報酬の上限663,000円に2/3を乗じ、常勤職員の平均勤務日数(21日)で除した額を参考に算出した額であり、併用制を導入している他県の日額ともほぼ同額となっています。

(参考)

$$663,000円 \times 2/3 \div 21日 = 21,047.6円 \approx 21,000円$$

4 施行期日

平成23年4月1日

【参考】行政委員の報酬の現行の月額及び改正後の月額

区 分		現行の月額	改正後の月額
教育委員会	委員長	227,000 円	76,000 円
	委員	196,000 円	65,000 円
選挙管理委員会	委員長	196,000 円	65,000 円
	委員	172,000 円	57,000 円
人事委員会	委員長	196,000 円	65,000 円
	委員	172,000 円	57,000 円
公安委員会	委員長	214,000 円	71,000 円
	委員	184,000 円	61,000 円
労働委員会	会長	196,000 円	65,000 円
	公益委員	177,000 円	59,000 円
	その他の委員	172,000 円	57,000 円
監査委員	識見を有する者からの選任委員	227,000 円	76,000 円
	議会選出委員	172,000 円	57,000 円
収用委員会	会長	88,000 円	29,000 円
	委員	74,000 円	25,000 円
海区漁業調整委員会	会長	120,000 円	40,000 円
	委員	105,000 円	35,000 円
内水面漁場管理委員会	会長	65,000 円	22,000 円
	委員	55,000 円	18,000 円

議案第54号

平成22年度三重県一般会計補正予算（第12号）について

（県税収入予算について）

平成22年度県税収入は2,006億1,600万円と、当初（現計）予算に対し9,600万円の増額になると見込んでいます。

主な要因は、増収分として、法人二税が法人の業績回復等により58億6,100万円、県民税利子割が利子の増により1億6,300万円、個人県民税が株式配当等の増により1億1,200万円の増になると見込んでいます。

一方、減収分として、地方消費税が県内の消費活動の回復の鈍化等により46億5,200万円、自動車取得税が販売台数の減等により6億7,400万円、不動産取得税が建築、不動産取引の減等により5億8,600万円、ゴルフ場利用税が利用人員の減等により1億2,800万円の減になると見込んでいます。

なお、地方法人特別譲与税は、法人二税と同様に法人の業績回復等により17億8,300万円の増になると見込んでいます。

（単位：百万円、％）

事 項 税 目	当初（現計） 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B) (C)	対現計比 (C)/(A)	前年度 決算比	主な補正理由
個人県民税	60,433	112	60,545	100.2	90.3	株式配当等の増
法人県民税	7,465	1,546	9,011	120.7	132.7	法人の業績回復
県民税利子割	1,620	163	1,783	110.1	91.5	利子の増
法人事業税	26,667	4,315	30,982	116.2	102.0	法人の業績回復
地方消費税	37,977	△4,652	33,325	87.8	97.1	県内の消費活動の回復の鈍化
不動産取得税	4,805	△586	4,219	87.8	75.9	建築、不動産取引の減
ゴルフ場利用税	2,420	△128	2,292	94.7	95.0	利用人員の減
自動車取得税	4,041	△674	3,367	83.3	77.2	販売台数の減
その他の税	55,092	0	55,092	100.0	97.4	
県 税 計	200,520	96	200,616	100.0	95.8	
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	18,629	1,783	20,412	109.6	221.1	法人の業績回復
合 計	219,149	1,879	221,028	100.9	101.1	

法人二税	34,132	5,861	39,993	117.2	107.6	
法人二税+地方 法人特別譲与税	52,761	7,644	60,405	114.5	130.2	

◎所管事項

1 平成23年度税制改正について

平成23年度税制改正大綱（地方税関係）に示された主な改正点は次のとおりです。

1 個人住民税関係【諸控除について】

- (1) 合計所得金額400万円超の納税義務者の成年扶養親族（23歳以上70歳未満）に係る扶養控除（33万円）について、負担調整措置を講じた上で廃止されます。

ただし、障がい者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生については引き続き控除対象となります。

注) 上記の改正は、平成25年度以後の個人住民税について適用されます。

- (2) 退職所得にかかる個人住民税の10%税額控除が廃止されます。

注) 上記の改正は、平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用されます。

※ 所得税における給与所得控除及び退職所得の2分の1課税の見直しは、自動的に個人住民税に反映されます。

2 個人住民税関係【市民公益税制について】

- (1) 認定NPO法人以外のNPO法人であっても、地方自治体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができます。

- (2) 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げられます。

注) 平成23年中の寄附金から対象となり、平成24年度分以降の個人住民税について適用されます。

3 法人関係税等（法人県民税・法人事業税・地方法人特別譲与税）

国税と地方税を合わせた法人実効税率が5%引き下げられます。

○実効税率	現行	改正後
	40.69%	→ 35.64%
※実効税率の引き下げ幅 (△5.05%)	法人税（国） △4.18%	
	法人住民税（地方） △0.87%	
	（都道府県△0.25%、市町村△0.62%）	

注) 平成23年4月1日以後の事業年度から適用されます。

法人税率の引き下げを受け、法人県民税の法人税割額が減少することとなり、法人県民税が減収となります。

一方で、法人税法において、「欠損金の繰越制度の見直し」や「減価償却制度の縮小等」の改正が行われ、課税対象となる法人所得が増加することとなり、法人事業税・地方法人特別譲与税が増収となります。

4 県たばこ税関係

上記3の法人実効税率の引き下げにより、都道府県及び市町村の法人住民税が減収となる一方で、課税ベースの拡大により都道府県の法人事業税等が増収となるため、道府県たばこ税と市町村たばこ税との間で以下のとおり税率を設定することで、都道府県と市町村間の調整が行われます。

注) 平成24年度から税率が変更されます。

○税率

	現行	改正案
道府県たばこ税	1.504 円/本	→ 0.860 円/本 (0.644 円引き下げ)
市町村たばこ税	4.618 円/本	→ 5.262 円/本 (0.644 円引き上げ)

※1本にかかる税金の総額に変更はありません。

※上記の金額は旧3級品以外の製造たばこの税率です。

5 不動産取得税

地方税法等に規定された税負担の軽減措置等で政策目的により税負担の軽減等を行っているものについて、廃止や延長が行われます。

○主な見直し項目

- ・(独)住宅金融支援機構から資金の貸付を受けた事業者が取得する不動産に係る不動産取得税の特例措置の廃止。(経過措置あり)
- ・農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の特例措置の適用期限の2年延長。

注) 平成23年度分から適用されます。

6 自動車取得税

地域交通の確保維持のために国庫補助を受けて、事業者が取得する一般乗合用バスの自動車取得税の非課税について、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税とする措置に改められます。

注) 平成23年度分から適用されます。

7 納税環境整備

納税者の立場に立ち、「公平・透明・納得」の税制を築くため、国税の見直しにあわせて、次のとおりの措置を講じ、納税者の環境整備を進めることとされています。

(1) 更正の請求期間の延長

- 1) 納税者が更正の請求を行うことができる期間（現行1年）を5年に延長
- 2) 課税庁が増額更正できる期間（現行3年）を5年に延長

注) 平成23年4月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

その他、国においては、税務調査の事前通知、調査終了時の結果説明、処分理由の附記の範囲の拡大など、税務調査等の手続きに関する改正（主に平成24年1月から適用）が行われますが、各地方自治体における手続きについては、地域主権改革の観点等から、各自治体がこれにあわせて個別に対応できることとされています。

(2) 罰則の見直し

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、平成22年度改正における国税の見直し内容等を踏まえ、地方税に関する罰則等の見直しが行われます。

例：脱税犯に係る法定刑の引き上げ、秘密漏洩に対する罰則の見直し 等

注) 平成23年6月1日以後にした違反行為について適用されます。

8 条例改正について

(1) 平成23年度税制改正分

地方税法の改正により、次のとおり三重県県税条例の改正を予定しています。

【主なもの】

- 1) 個人県民税の寄附金控除の適用下限額の引下げ
(平成23年1月1日以後にした寄附金から適用)
- 2) 退職所得に係る個人県民税の10%税額控除廃止に伴う改正
(平成24年1月1日施行)
- 3) 不動産取得税の軽減措置の見直し (平成23年4月1日施行)
- 4) 県たばこ税の税率改正 (平成24年4月1日施行)
- 5) 個人事業税等の不申告等に関する過料の上限の引上げ [3万円→10万円]
(平成23年6月1日施行)

(2) その他

今回の地方税法の改正によるものではありませんが、国における他の法令改正にあわせ、次の条例の改正を予定しています。

- 1) 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例
- 2) 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例
- 3) 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例